

# 一定の病気等に関する 診断書用紙の交付を受ける方へ



## 「一定の病気等」とは

道路交通法等で定められた自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある一定の症状を有する病気等

- 統合失調症 ○てんかん ○そううつ病 ○アルコール・麻薬等中毒 ○認知症
- 脳卒中関係 ○再発性失神 ○無自覚性低血糖症 ○重度の眠気を催す睡眠障害
- その他、自動車の安全な運転能力を欠く症状の者等

※上記の病気が必ずしも自動車等の安全な運転に支障を及ぼすとは限りません。

運転免許を新たに取得、または更新などの手続きをするときに、上記の持病がある方は、沖縄県公安委員会提出用の「**診断書用紙**」を運転免許センター、又は最寄りの安全運転学校(北部分校・中部分校・宮古分校・八重山分校)でお受け取りください。

診断書用紙をお受け取りいただいた後は、以下の手続きを進めていただきます。

- ① お渡しした「**診断書用紙**」を、ご本人様から主治医又は専門医に提出し、診断書の記載を依頼していただきます。
- ② 運転免許センター又は最寄りの分校に、医師記載の「**診断書**」と「**運転免許証**」(運転免許が無い方は本籍が記載された住民票抄本1通)を、ご本人様が持参して提出してください。
- ③ 「**診断書**」を提出された際に、係員がご本人様から、病状の経過や運転の可否などをお聞きする**「運転適性相談」**を行います。(約15分から20分程度)
- ④ 医師の診断書の記載内容、病状の経過等を総合的に判断し、運転免許の取得や、運転の継続が可能と判断された場合は、約2、3週間後に電話連絡を差し上げますので、「**運転適性相談終了書**」または「**運転免許適性相談結果票**」を相談した場所から受け取り、手続完了です。(※ 病状等により別の手続となる場合もあります。)

**運転適性相談をする場合は、事前に予約が必要です。**

※ 相談者のプライバシーは厳重に保護され、他に漏れることはあります。

**運転免許センター 098-851-1000 (595) (豊見城市豊崎3-22)**

**北部分校 0980-53-1301 (名護市東江5-20-5)**

**中部分校 098-933-0442 (沖縄市南桃原4-27-22)**

**宮古分校 0980-72-9990 (宮古島市平良字下里3107-4)**

**八重山分校 0980-82-9542 (石垣市字平得343-2)**



**沖縄県警察**